

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認
根拠法令(例規)及び条項		農業経営基盤強化促進法第 11 条の 12 第 1 項
法令(例規)番号		昭和 55 年法律第 65 号
関係条項		同法第 11 条の 12 第 2 項、第 11 条の 11 第 3 項、同法施行規則第 12 条の 10、第 12 条の 11、第 12 条の 12、第 12 条の 13
所管課係名		農政課農政係
審査基準	基準	(農地利用集積円滑化事業規程) 第十一条の十一 第四条第三項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程（以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。 2 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。 3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。 一 基本構想に適合するものであること。 二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 4 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。 5 同意市町村は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		30 日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		経営改善計画の認定
根拠法令(例規)及び条項		酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第 2 条の 5
法 令 (例 規) 番 号		昭和 29 年法律第 182 号
関 係 条 項		同法第 2 条の 4 第 1 項、第 2 項、同法施行規則第 2 条の 4
所 管 課 係 名		農政課農政係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		青年等就農計画の認定
根拠法令(例規)及び条項		農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項
法令(例規)番号		昭和 55 年法律第 65 号
関 係 条 項		同法第 14 条第 2 項、第 14 条の 4 第 3 項、同法施行規則第 15 条の 3、第 15 条の 4
所 管 課 係 名		農政課農政係
審 査 基 準	基 準	(青年等就農計画の認定) 第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの（次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 農業経営の開始の時点における農業経営の状況（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状） 二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時点における農業経営に関する目標 三 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項 四 第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項 五 その他農林水産省令で定める事項 3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		青年等就農計画の変更の認定
根拠法令(例規)及び条項		農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 55 年法律第 65 号
関 係 条 項		同法第 14 条の 4 第 3 項、第 14 条の 5 第 2 項、第 14 条の 5 第 4 項、同法施行規則第 13 条、第 14 条
所 管 課 係 名		農政課農政係
審 査 基 準	基 準	(青年等就農計画の認定) 第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。))を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 農業経営の開始の時点における農業経営の状況(既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状) 二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時点における農業経営に関する目標 三 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項 四 第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項 五 その他農林水産省令で定める事項 3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
		㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	審査基準未設定理由	
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		農業経営改善計画の認定
根拠法令(例規)及び条項		農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 55 年法律第 65 号
関 係 条 項		同法第 12 条第 2 項、第 12 条第 4 項、第 3 項、同法施行規則第 13 条、第 14 条
所 管 課 係 名		農政課農政係
審 査 基 準	基 準	(農業経営改善計画の認定等) 第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 農業経営の現状 二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標 三 前号の目標を達成するためとるべき措置 四 その他農林水産省令で定める事項 3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。 4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 5 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする。
		㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	審査基準未設定理由	
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		農業経営改善計画の変更の認定
根拠法令(例規)及び条項		農業経営基盤強化促進法第 13 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 55 年法律第 65 号
関係条項		同法第 12 条第 4 項、第 13 条第 2 項、第 13 条第 3 項、同法施行規則第 13 条、第 14 条
所管課係名		農政課農政係
審 査 基 準	基 準	(農業経営改善計画の認定等) 第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 農業経営の現状 二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標 三 前号の目標を達成するためとるべき措置 四 その他農林水産省令で定める事項 3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。 4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 5 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする。
		㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	審査基準未設定理由	
標準処理期間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		農地利用集積円滑化事業規程の承認
根拠法令(例規)及び条項		農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 1 項
法令(例規)番号		昭和 55 年法律第 65 号
関係条項		同法第 11 条の 11 第 2 項～第 5 項、同法施行規則第 12 条の 10、第 12 条の 11、第 12 条の 12、第 12 条の 13
所管課係名		農政課農政係
審 査 基 準	基 準	(農地利用集積円滑化事業規程) 第十一条の十一 第四条第三項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程（以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。 2 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。 3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。 一 基本構想に適合するものであること。 二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 4 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。 5 同意市町村は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可
根拠法令(例規)及び条項		森林法第 49 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 26 年 6 月 26 日法律 249 号
関 係 条 項		森林法施行規則第八十三条
所 管 課 係 名		農政課農林整備係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ⑤：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可
根拠法令(例規)及び条項		森林法第 49 条第 6 項
法令(例規)番号		昭和 26 年 6 月 26 日法律 249 号
関 係 条 項		森林法施行規則第八十三条
所 管 課 係 名		農政課農林整備係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		日
備 考		